日高町長

平成30年9月11日に発覚した比井地内避難道路整備工事における、「天路山城跡」への文化財保護法違反(文化財保護法第94条第1項)により、懲戒処分等を行ったので、下記のとおり公表します。

今後、このようなことのないよう法令遵守及び再発防止に努め、町政の信頼回復 に努めてまいります。

記

町長及び教育長の給料の減額

町 長 減給(給料の10分の1を2か月)

教育長 減給(給料の10分の1を3か月)

理 由 全体の監督責任

- 一般職の職員の懲戒処分について
 - 1. 被処分者

教育課主事(当時教育課長)、61歳、男

- (1) 処 分 内 容: 減給1か月、10分の1
- (2) 処分年月日:平成30年12月19日
- (3) 非違行為の概要:文化財保護法違反発生時における指導監督不適正
- 2. 被処分者

教育課主事(当時教育課副課長)、61歳、男

- (1) 処 分 内 容: 減給1か月、10分の1
- (2) 処分年月日: 平成30年12月19日
- (3) 非違行為の概要:文化財保護法違反発生時における指導監督不適正

一般職の職員の矯正処分について

1. 被処分者

教育課長、60歳、男

(1) 処 分 内 容:訓告

(2) 処分年月日: 平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要:文化財保護法違反発生時における指導監督不適正

2. 被処分者

教育課課長補佐、50歳、男

(1) 処 分 内 容:訓告

(2) 処分年月日: 平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要:不適切な事務処理

3. 被処分者

総務政策課長(当時産業建設課長)、59歳、男

(1) 処 分 内 容: 厳重注意

(2) 処分年月日: 平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要:指導監督不適正

4. 被処分者

産業建設課長(当時産業建設課主幹)、55歳、男

(1) 処 分 内 容: 厳重注意

(2) 処分年月日:平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要:指導監督不適正